

国は復興責任を果たせ

廃炉、賠償、除染：課題は山積

福島の実現を発信し続けたい

福島県保険医協会理事長 酒井 学



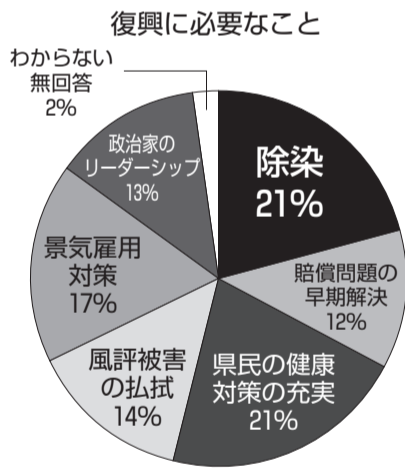
が必要だ。

問診票で東日本大震災後の行動記録や自家栽培野菜の摂取の有無などを尋ね、外部・内部被曝線を推定する福島県「県民健康管理調査」の回収率が、「震災直後のことは覚えていない」「記入量が多い」等の理由で、昨年12月5日時点で23・1%にとどまり、データ不足による調査への影響が懸念されている。

「原発ゼロ」はオール福島の声

佐藤雄平福島県知事は昨年11月19日、東京電力に対して課してきた「核燃料税」を年内限りで廃止することを表明し、12月6日には共産党県議団の質問に対して「原発事故は『人災』と答弁した。加害者に『人災』と認めさせるかどうかは、除染や賠償を進める上で極めて重要であり、二つの県知事の表明は、徹底した除染、差別のない完全補償、県内全原発廃炉」というふうに高まる県民の総意を受けてのものである。

被災者支援法」の実効ある具体化、予算化を強く望むものである。また福島が復興を果たすために最も必要な事項については、「県民の健康対策の充実」と「除染」がともに20・7%で最も高く、「景気雇用対策」の16・7%、「風評被害の払拭」の14・7%と続いた。東京電力福島第一原発事故から2年を迎えたが、多くの県民が健康への不安を抱えていることを裏付けている。



「福島民報」県民意識調査

伸びない内部被曝検査の実施率

原発事故により放出された放射性物質による健康への影響は、正確な情報や伝えられない中で、一層不安をかきたてられた。原発事故で全福島県民が放射能に汚染されたことは間違いない。あれから作成・公表すること

ただ非難されたスピーディ(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の記録の公開も、きちんとした汚染マップの作成・公表もなされてない。まず早急にこれらを作成・公表すること

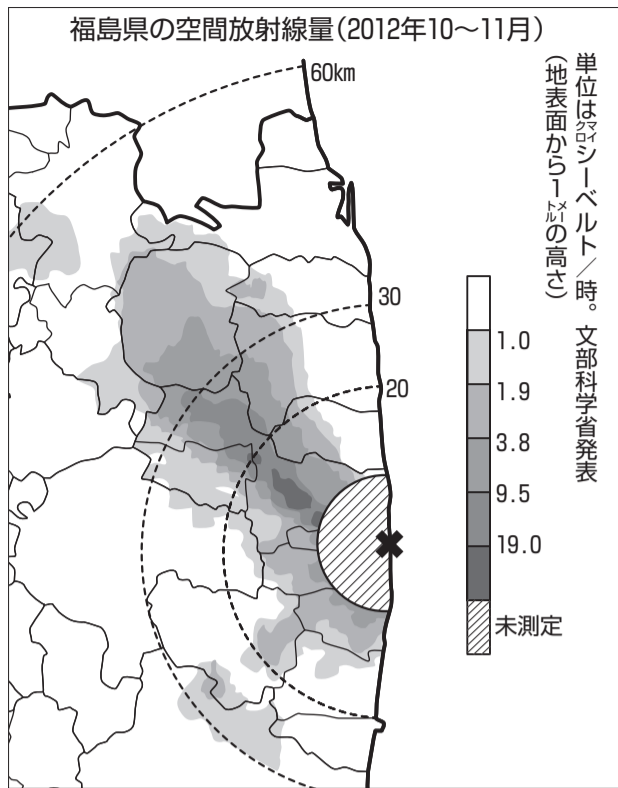
安倍首相は、福島県選出の根本匠氏を復興大臣に、森雅子氏を少子化担当大臣に任命し、福島県民に「寄り添う」と述べた。森大臣はテレビ番組で「子ども・被災者支援法」の具体化、予算化を急ぐとして「事故当時18歳以下の子どものたちが19歳以降も無料になるような制度」「屋内、屋外の遊び場の拡充」などを進めたいと述べている。

こうした中、福島民報社(福島県下一の発行部数を誇る新聞社)が県政の重要課題に対する県民意識調査を行い1月5日までに結果をまとめた。それによると冷温停止状態中の東京電力福島第一原発5・6号機、第二原発1〜4号機の再稼働に

政権交代後も深刻な状況変わらず

しかしながら政権奪取後の安倍首相は、オール福島の声、国民多数の「原発ゼロ」の声に逆らわず、原発再稼働の推進を宣言し、新増設の推進を公言している。未だに福島県民のおかれた深刻な事態は変わっていない。事故収束と廃炉、すべての原発被書に対する全面賠償、迅速で徹底した除染、被災者・避難者の支援、子ども達をはじめすべての県民の

被災直後からの全国からの支援に心から感謝するとともに、引き続き震災・福島原発事故からの復興・復興のための奮闘と全国に福島の実現を発信し続ける決意を表明し報告とします。(おわり)



島県が開始した18歳以下の医療費無料化には年間40億円が必要とされ、県の基金は6年程度で枯渇する見通しである。加えて距離や線量、年代で不当な判断をすることなく全県民対象に全額負担による健康保障、長期的な健診体制を早急に整える必要があることは明白である。まさに「子ども

出の根本匠氏を復興大臣に、森雅子氏を少子化担当大臣に任命し、福島県民に「寄り添う」と述べた。森大臣はテレビ番組で「子ども・被災者支援法」の具体化、予算化を急ぐとして「事故当時18歳以下の子どものたちが19歳以降も無料になるような制度」「屋内、屋外の遊び場の拡充」などを進めたいと述べている。

被災直後からの全国からの支援に心から感謝するとともに、引き続き震災・福島原発事故からの復興・復興のための奮闘と全国に福島の実現を発信し続ける決意を表明し報告とします。(おわり)

募集再開!

受付期間 4月25日まで

休業保障

営利を目的としない加入者相互の助け合い制度

- ① 最長730日の長期保障!
- ② 掛金が満期まで変わりません
- ③ 掛け捨てではありません
- ④ 自宅療養、代診をおいても給付
- ⑤ 他所得補償との重複受給OK!

【加入日】 2013年8月1日

【加入申込資格】

- ① 加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。
 - ② 59歳(昭和29年2月2日以降生まれ)までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。
- ※加入(増口)申込みできる方は、上の要件を全て満たす方です。

□給付内容 (1口につき)

給付金の種類	受給資格	給付内容・日数など
傷病休業給付金 入院給付金	【疾病】2013年11月以降に発病した病気を原因に休業したとき、【傷害】2013年8月1日以降の傷害を原因に休業したとき	傷病も傷害も6日以上連続して休業した場合、6日目から1日につき自宅6,000円、入院2,000円を加算【通算給付日数500日まで】
長期療養給付金	傷病給付金の限度日数(500日)を超えて、引き続き連続して休業したとき	1日につき自宅3,000円、入院6,000円【連続1回限り230日限度】
弔慰給付金	傷病により死亡したとき	500,000円 (+脱退給付金)
高度障害給付金	傷病により高度障害状態になったとき	500,000円 (+脱退給付金)
脱退給付金	加入3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金表により給付金額を確定

※資料請求、お問合せは、保険医協会共済部 (☎06-6568-7731) まで。